



福岡医発第 1646 号 (地)
令和 3 年 9 月 3 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

「重度障がい者医療証」及び「ひとり親家庭等医療証」の更新について

標記の件につきまして、本年 10 月 1 日より下記のとおり更新する旨、福岡市より通知がありました。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い致します。

なお、詳細につきましては、別添をご参照いただく又は、福岡市保健福祉局生活福祉部保険医療課医療助成係（092-711-4235）までお問い合わせくださいますようお願い致します。

記

<重度障がい者医療証>

種別	色			一部自己負担 (1 医療機関あたり)	有効期間
	区分	現行	新		
重度障がい者 医療証	65 歳未満	桃色	水色	なし	R 3. 10. 1 ～ R 4. 9. 30 (※) ※65 歳の誕生日前日または精神手 帳の有効期限となる場合あり。
	65 歳以上	藤色	白色		

- ・更新の申請は不要。(新医療証は、所得が基準額以下となった方に対し 9 月下旬までに送付)
※令和 3 年 1 月 2 日以降、市町転入により資格取得された方など、福岡市において所得が把握できない場合は所得証明等の提出が必要。
- ・精神障がい者（中学校 3 年生までを除く）の精神病床への入院費は助成対象外。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

<ひとり親家庭等医療証>

色			一部自己負担 (1 医療機関あたり)		有効期間
区分	現行	新			
ひとり親家庭・ 父母のない児童	オレンジ 色	<u>みどり</u> 色	小学生～ 中学校 1・2 年生	入院外 500 円／月 入 院 徴収なし ※入院外は医療機関（薬 局を除く）ごとに負担	R 3. 10. 1～R 4. 9. 30 (※) ※児童が年度の途中で 18 歳 になる場合は R 4. 3. 31
			中学校 3 年生	入院外 800 円／月 ※入院外は R 4. 3. 31 ま では 500 円を限度。 入 院 500 円／日 (月 7 日限度) ※入院は R 4. 3. 31 ま では徴収なし	
			高校生以上 (中学校卒業後)	入院外 800 円／月 入 院 500 円／日 (月 7 日限度) ※医療機関（薬局を除 く）ごとに負担	

- ・更新の申請が必要。(新医療証は、審査後、認定者にのみ9月下旬までに送付)

※11月以降に申請があった場合、助成を受けられない期間が生じるので、遅くとも10月までに申請が必要。

<国民健康保険の資格証世帯、短期証世帯>

- ・医療証の交付対象。
- ・資格証世帯の場合は全額自己負担となり、医療機関窓口での医療証は使用不可。
- ・医療費の払い戻しを受けるためには、区役所で特別療養費及び医療費助成分についての申請手続きが必要。

以上

(公印省略)
保保医第 317 号
令和 3 年 8 月 4 日

公益社団法人 福岡県医師会
会 長 松田 峻一良 様

福岡市長 高島 宗一郎
(保健福祉局生活福祉部保険医療課)

「重度障がい者医療証」及び「ひとり親家庭等医療証」更新の貴会会員への周知について

時下、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、平素より本市医療費助成制度の運営につきましては、格段のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本市の「重度障がい者医療証」及び「ひとり親家庭等医療証」は、下記のとおり、令和 3 年 10 月 1 日から新しい医療証に更新いたします。10 月以降の診療に際しましては、新医療証にて受給資格の確認を行っていただきますよう、貴会会員へのご周知をお願いいたします。

また、掲示用ポスターを作成いたしましたので、併せて送付いたします。

今後とも本市医療費助成制度の実施にご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

種 別	色			一部自己負担 (1 医療機関あたり)	有 効 期 間
	区 分	現行	新		
重 度 障がい者 医 療 証	65 歳未満	桃色	<u>水色</u>	なし	R3. 10. 1～R4. 9. 30 (※) ※65 歳の誕生日前日または精神手帳の有効期限となる場合有り
	65 歳以上	藤色	<u>白色</u>		
ひとり親 家 庭 等 医 療 証	ひとり親家庭・ 父母のない児童	オレンジ色	<u>みどり色</u>	入院外：800 円／月 (※1) 入 院：500 円／日 (※2) (月 7 日まで) ※1 中学生までは 500 円／月まで ※2 中学生までは自己負担なし	R3. 10. 1～R4. 9. 30 (※) ※児童が年度の途中で 18 歳になる 場合は R4. 3. 31

① 「重度障がい者医療証」について

- ・ 新しい医療証は、水色もしくは白色です。有効期間のご確認をお願いいたします。
- ・ 更新の申請は不要です (※)。

新医療証は、所得が基準額以下となった方に対し、9 月下旬までに送付します。

※ 令和 3 年 1 月 2 日以降、市外転入により資格取得された方など、本市において所得が把握できない方は、所得証明等の提出が必要です。

- ・ <精神障がい者(中学校 3 年生までを除く)>精神病床への入院費は助成対象外です。
医療証の一部自己負担金欄にその旨記載しておりますので、ご確認ください。

② 「ひとり親家庭等医療証」について

- ・ 新しい医療証は、みどり色です。有効期間のご確認をお願いいたします。
- ・ 更新には申請が必要です。新医療証は、申請書を審査した結果、対象者として認定した方に対し、9月下旬までに送付します。

※ 遅くとも10月までに申請が行われないと、助成を受けられない期間が生じます。有効期限が失効した医療証（オレンジ色）のまま受診されている方がいるときは、更新手続きが必要である旨をお伝えいただければ幸いです。

- ・ ひとり親家庭等医療は、年齢により一部自己負担金が異なりますので、受診の際は必ず医療証に記載されている一部自己負担金の欄（下記のとおり）をご確認ください。

※令和3年7月1日から小学生・中学生の通院医療費の自己負担額の上限額を1医療機関につき、1月あたり500円に改正しております。

●小学生～中学校1・2年生の場合

一部自己負担金	※ 入院外 1月当たり 500円を限度 入 院 徴収しない ※医療機関(薬局を除く)ごとに負担してください。
---------	--

●中学校3年生の場合

一部自己負担金	※1 入院外 1月当たり 800円を限度 ※1 入院外は令和4年3月31日まで500円を限度。 ※2 入 院 1日当たり 500円（月7日限度） ※2 入院は令和4年3月31日までは徴収しない。
---------	--

●高校生（中学校卒業後～）以上の場合

一部自己負担金	※ 入院外 1月当たり 800円を限度 ※ 入 院 1日当たり 500円（月7日限度） ※医療機関(薬局を除く)ごとに負担してください。
---------	--

③ 国民健康保険の資格証世帯、短期証世帯について

国民健康保険の資格証世帯、短期証世帯についても医療証は交付されます。

特に資格証世帯の場合は全額自己負担となり、医療機関窓口では医療証は使用できません。

医療費の払い戻しを受けるためには、区役所で特別療養費及び医療費助成分についての申請手続きが必要となります。

《 問い合わせ先 》

福岡市 保健福祉局 生活福祉部 保険医療課 医療助成係
林田（重度障がい者医療担当）
藤井（ひとり親家庭等医療担当）

TEL：(092)711-4235 FAX：(092)733-5441

令和3年10月1日から

福岡市の障がい者医療証・ ひとり親家庭等医療証が変わります



障がい者医療証
65歳未満適用証

福岡市障がい者医療証

有効期間	令和 年 月 日から 年 月 日まで
負担者番号	8 0 4 0 5 0
受給者番号	
住所	
氏名	
生年月日	
一部自己負担金	入院外 徴収しない 入院 徴収しない
発行機関名	福岡県
及び印	福岡市 区長
交付年月日	

10月から:水色

※ 精神障がい者（中学校3年生までを除く）は、精神病床への入院費は助成の対象となりません。

障がい者医療証
65歳以上適用証

福岡市障がい者医療証

有効期間	令和 年 月 日から 年 月 日まで
負担者番号	8 0 4 0 5 0
受給者番号	
住所	
氏名	
生年月日	
一部自己負担金	入院外 徴収しない 入院 徴収しない
発行機関名	福岡県
及び印	福岡市 区長
交付年月日	

10月から:白色

※ 精神障がい者は、精神病床への入院費は助成の対象となりません。

ひとり親家庭等医療証

福岡市ひとり親家庭等医療証

有効期間	令和 年 月 日から 年 月 日まで
負担者番号	9 0 4 0 5 0
受給者番号	
住所	
氏名	
生年月日	
一部自己負担金	
発行機関名	福岡県
及び印	福岡市 区長
交付年月日	

10月から:みどり色

※ 更新の申請が必要です。申請が遅れると、助成を受けられない場合があります。

※ ひとり親家庭等医療は、年齢により一部自己負担金が異なりますので、令和3年10月1日から次のいずれかが表示されます。

●小学生～中学校1年・2年生

一部自己負担金 ※ 入院外 1月当たり500円を限度
※ 入院 徴収しない
※ 医療機関(薬局を除く)ごとに負担してください。

●中学校3年生

一部自己負担金 ※1 入院外 1月当たり800円を限度
※1 入院外は令和4年3月31日まで500円を限度。
※2 入院 1月当たり500円(月7日限度)
※2 入院は令和4年3月31日まで徴収しない。

●高校生(中学校卒業後～)以上

一部自己負担金 ※ 入院外 1月当たり800円を限度
※ 入院 1日当たり500円(月7日限度)
※ 医療機関(薬局を除く)ごとに負担してください。



お問い合わせ・手続きは
お住まいの区役所・出張所保険年金担当課へ